

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 高原会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（案）

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人高原会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 260 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 10 万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表第 1 「常勤理事報酬表」に定めるとおりとする。

4 非常勤理事に対する報酬は、別表 2 「非常勤理事報酬表」に定める額とする。

5 監事に対する報酬は、別表 3 「監事報酬表」に定める額とする。

6 評議員に対する報酬は、別表 4 「評議員報酬表」に定める額とする。

7 評議員選任・解任委員についての報酬は、別表 5 「評議員選任・解任委員報酬表」に定める額とする。

(費用弁償)

- 第 5 条 役員及び評議員が理事会等の会議に出席するに際し、交通費として別表 6「交通費支給表」に定める額を支給する。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める「旅費規程」に基づき支給する。

(報酬等の支給日)

- 第 6 条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月 10 日に支払うものとする。
- なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、会議等の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 7 条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。
- ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支払うものとする。

(公表)

- 第 8 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、法人設立日（平成 28 年 7 月 27 日）より施行する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日（評議員会の議決日）から施行する。

別表1 常勤理事報酬表

役職名	報酬の額
理事	月額 200,000円

別表2 非常勤理事報酬表

	報酬の額
理事会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び保育所業務のための出勤	月額 10,000円

別表3 監事報酬表

	報酬の額
理事会への出席	日額 5,000円
監事監査への出席	日額 8,000円
上記の他、法人及び保育所業務のための出勤	月額 10,000円

別表4 評議員報酬表

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円

別表5 評議員選任・解任委員報酬表

	報酬の額
評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円

別表6 交通費支給表

範囲	会議の出席・監査
南部圏域	1,000円
上記以外	1,500円